

(議長)

次に、日程第11、議案第5号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、江差町上ノ国町地域創生事業など、8事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,602万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、61億9,215万5千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書17頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表でご説明申し上げます。

最初に江差町上ノ国町地域創生事業でございます。資料は26頁をお開き願いたいと思います。当町と上ノ国町、両町の特産品の開発、販路拡大や観光情報発信などに取り組むために設立する、江差町上ノ国町地域創生協議会の負担金でございまして、東京23区との連携による東京都大田区に大田フェスタへの参加経費と特産品開発経費を上ノ国町と2分の1ずつ、負担することとしているものでございます。補正額は173万円、86万5千円が北海道市町村振興協会の補助金で残86万5千円が一般財源でございます。

次に、江差町まちづくりアドバイザー設置でございます。資料は27頁となります。かもめ島とその周辺の自然や歴史を活かしたまちづくり、北の江の島構想の具現化を推し進めるため、専門的知見から助言や提言を受けることを目的にアドバイザーを設置するものでございます。アドバイザーは、サツドラホールディングス他、各企業のアドバイザーの実績を有する、菅井研氏、を非常勤特別職として任用するものでございます。補正額は、31万8千円全額一般財源でございます。

次に、コミュニティ助成、尾山町隆政山、山車改修補助でございます。建造から52年を経過しておりまして、老朽化した山車のブレーキの改修と塗装の経費について補助をするものでございまして、コミュニティ助成の交付が決定となりましたので、補正をお願いするものでございます。補正額は、250万円、全額コミュニティ助成となっております。

次に、まるやまトレーニングコーナー機器設置でございます。資料は、28頁をご覧願いたいと思います。在宅型総合福祉施設まるやまのトレーニングコーナーには、複数機種のトレーニングマシンが設置されておりますけれども、トレッドミル、ランニングマシンでございますが、2台とも一部機能の故障がみられるため、新規で2台購入するもので、スポーツ振興くじ助成金の交付が決定したことから補正をお願いするものでございます。補正額は、327万5千円、202万6千円が助成金で、残124万9千円が、一般財源でございます。

次に、経営所得安定対策でございます。経営所得安定化対策の推進活動費のうち、江差町農業生産協議会が行う現場での推進活動や、要件確認などの経費を協議会に間接補助するものでございます。補正額は81万6千円、全額道支出金となります。

次に、五平橋改修整備でございます。資料につきましては、29頁となります。五平橋の改修については、当初予算で鋼材の接続箇所のボルトの取り替え工事の実施設計と工事請負費を計上してございましたが、実施設計において詳細調査をおこなったところ、添接板、これの厚さが腐食により基準を下回っていることが判明したことから、添接板の取り換えと落下防止のための工事を行うこととし、当初予算からの増額分につきまして、今回、補正をお願いするものでございます。補正額は336万7千円、全額一般財源でございます。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症防止対策でございまして、小学校分と中学校分の補正と分かれてございます。資料は、30頁をお開き願いたいと思います。児童生徒の学校における感染を防止するため、消毒用アルコールや非接触型体温計、手を触れなくても液体せっけんを手にとれるソープディスペンサーなどの用品を購入する他、夏場でもマスクを着用して授業を受けることとなりますことから、熱中症対策、あるいは換気対策として、扇風機を各教室などに配置するものでございます。補正額は、小学校費で256万6千円、国庫補助金が4万2千円で、残252万4千円が一般財源でございまして、中学校費では、補正額145万5千円に対し、国庫補助金が2万6千円、残142万9千円が一般財源でございまして、補正額合計では、1,602万7千円で、国庫支出金が6万8千円、道支出金が81万6千円、その他特定財源が539万1千円、一般財源が975万2千円となるものでございます。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

「小野寺議員」

小中学校の感染症防止対策について、お聞きしたいと思います。この間、説明ありましたが、確認も含めて質疑させていただきます。扇風機、各教室、2台を整備ということであります。あくまでも、感染症防止対策ですので、多分、それほど気温が上がっていなくても、扇風機を使う。つまり、窓は全部開ける、そういう対策をとる、という前提で、今回、扇風機の設置だと、この間の説明ありました。これは、これで、了解と致します。

それで、質疑です。一般質問で、飯田議員の私、聞いてお恥ずかしかったんですが、この数字、資料で頂きました網戸の設置状況、こんなに厳しい大変な状況というのは、改めてこの資料を見て分かりました。扇風機を付ける、窓を開ける、網戸も含めて、先程の質疑、とてもでないけれど、これ我慢できないと思うんですが、いいです、一般質問、それはお聞きします。仮に、仮にで聞いて頂きたい。仮に、この網戸、大体引き算すれば、725の窓があって網戸が266だから、差っ引いて、約460ぐらい、これが網戸が無いというふうに考えていいですよ、多分ね。各学校によっては、構造が違うから全て同じようなことは言えないのかも知れませんが、多分、担当段階の方では、もし、網戸を付けるとすればいくら位のお金が掛かるか、それは当然、積算しているかと思うんですが、どれぐらいの金額になるのか教えて頂きたい。

(議長)

はい。学校教育課長

「学校教育課長」

網戸の設置予算に関するご質問でございます。現状としますと、まだ、そこまでの積算には至ってございません。

以上でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

これ、社文で、多分、確か、取り上げていましたよね、これね。議長、これね。

(議長)

小野寺議員、質問して下さい。

「小野寺議員」

議会で、ね、委員会の何回かの事務調査、もちろん、その事務調査の報告は、義務付けではないにせよ、議会としての、きちっとした意思、それから、この間、同様の質問があった、大ざっぱに、どれぐらいかというのを調べてないというのは、大体のところ、どうなんですか。大体のところ。しかもですよ、仮にもし、これは担当課というのは難しいと思います。副町長、町長、仮にですよ、2次補正で、改めてまだ配分額が決まっていないと思いますが、前回の1兆円、江差で7千800万でしたか。例えば、2次補正でこれを一気に網戸を付けるとか、そういうことも含めて、当然、対策の1つとしては考えられなかったんでしょうかね。これ担当課ではないですよ。そして一気に、2次補正で、国の2次補正で付けるということも含めて、これは町長の決断だろうと思うんです。お聞きしたいと思います。

(議長)

はい。教育長。

「教育長」

網戸に関してでございますけども、過去に学校の調査等で網戸につきましては、学校の整備補修についての報告書も出ております。それで、網戸についてはですね、はっきりとした積算はしていないというのも事実でございます。これについては、今後早急にですね、積算をして参りたいと思いますけども。それで、2次補正に関する点でございますけども、これにつきましてはですね、今後また、今回、扇風機につきましては、学校要望、一番優先順位が高かったというふうなことから、優先的に予算化して頂きました。今後につきましてもですね、網戸については、学校要望に基づき、全部が全部、必要だと言う訳ではございませんので、緊急的にもし、やらなきゃない箇所があるのであれば、そのあたりもですね、学校と十分協議しながら、私ども予算要求して参りたいと考えておりますので。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。教育委員会のご見解は分かりました。あと、町長、副町長、そのことも含めてしっかりとした対応をお願いしたいと思いますが、はい。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員から、財源対策というか、学校における新型コロナウイルス感染症防止における、特に網戸に関しての部分のご質問を頂いたかというふうに思います。第2次補正予算を活用したコロナ対策というのは、先程、一般質問の中でも、申し上げましたとおり、今、精査をしている段階で、どう積み上げて、そして国の財源、国の交付金がどれだけ我が町に配分されるかというのを見極めながら、優先順位をつけておこなっていかねばならないものと考えています。そういう中で、学校対策がどうあるべきか、ということも、全体の中から考えていかねばならないなというふうに思っております。特に、今回の扇風機の予算につきましては、急がれる予算というところですね、それを先行してやったということで、ご理解を頂きたいなというふうに考えています。その他にも当然、小野寺議員、ご存じだというふうに思いますけれども、文部科学省なども通じてですね、学校ごとに100万円、最低100万円をコロナ対策に配分するというような方針も国から示されています。どの財源を活用して、学校対策をしていくのかということは、全体の財源対策の中で、考えなければならぬものと考えておりますけれども、いずれに致しましても、コロナ対策で必要な学校の対策をしっかりと、町としても対応して行きたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

次に、出崎議員。

「出崎議員」

はい。議長。

まちづくりアドバイザー設置事業についてお伺いします。資料の27によりますと、職務も書いてあって、それで補正予算額として、報酬が2万円、旅費29万8千円が計上されております。

この報酬の少なさに驚いているんですが、私もコンサルの会社に勤めていた経緯もあります。どうして、この金額になったのかなということと、どういうやり方を

するのか、教えて頂ければと思います。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

出崎議員から江差町まちづくりアドバイザー、報酬の少なさ、あるいは、どういうやり方ということのご質問がありました。

まず、菅井氏を今回のアドバイザーに要請した経緯を説明しながら、お答えしたいと思います。資料にあるとおり、菅井氏に関しては、八雲の地域おこし協力隊として入っておられました。当時から、道南の江差町に対する魅力、これに関して、非常に興味を持っておられたというお話です。昨年11月にお会いした際に、江差町のまちづくりに支援していきたいというお話を頂きました。今回の行政報告でもさせて頂きました、例えば、サツドラホールディングとの包括連携協定、これも菅井氏の調整に基づくものです。先程ありましたように、いくつかの大手のアドバイザー、あるいは顧問をしている中で、江差町の今、弱い点を民の力を借りて実施していくと、いうところでの調整役をお願いしたいと思い、今回要請し了解を得ました。先程、お話したように相手方からの申し出もあります。というのが1つあります。もう1つは、成果品を求めている訳ではないということで、いろんな角度からアドバイスを頂きながら、まちづくりに生かしていきたいというふうに考えてますんで、町の条例、その他の委員と同じ金額で、年10回、今年10回分の江差までの旅費、あるいは日当、報酬を今回計上させて頂きました。

どういうふうなというお話は、先程、説明したとおり、まちづくりに対するアドバイスを頂くということで、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

いいですか。はい。

他に質疑希望、ありませんか。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第5号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第12、議案第9号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第6号）について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

（議長）

「町長」。

「町長」（提案説明）

議案第9号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第6号）について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、陣屋円山地区町有地法面崩落防止及び江差北小学校浄化槽蓋受枠取り換えに係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、7,574万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、62億6,790万3千円とするものでございます。併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい。「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

それでは議案書でございますが、その2の方の3頁をお開き願いたいと思います。

まず最初に、陣屋円山地区町有地法面崩落防止でございます。資料はこちらもその2でございまして、1頁の方をお開き願いたいと思います。場所でございますが、町営住宅円山第3団地の上の方でございまして、振興局のあたりから、南が丘方面に向かって、3、40メートルほど行ったところ、そこ左に入ったところの法面でございます。こちらの法面でございますが、これまでも、度々、崩落が発生して

おり、都度、復旧工事をおこなって来たところでございますが、次々と、新たな箇所が崩落して来るといった状況の法面でございます。この度も、資料にありますとおり、3箇所が崩落していることが確認されましたので、その3箇所の復旧工事の検討を進めると共に、並行して補助や起債などの財源がないか、今一度、模索していたところでございますが、緊急自然災害防止対策事業債において、急傾斜地崩落対策事業、この事業が令和元年度と2年度の2カ年に限り対象となることとなっていましたので、起債を活用して、抜本的な崩落防止工事をおこなうこととしたものでございます。

工事の概要でございますが、既存法枠の撤去と法切り暗渠と法枠の工事でございます。この急傾斜地崩落対策事業、この事業の採択基準対象事業が事業費7千万未満のものとなっていることであったため、道路に面した部分のみの工事をする事としてでございます。この度、国の方から事業計画の承認があったことから、工事費と実施設計の委託費につきまして補正をお願いするもので、補正額は7,454万8千円、6,970万円が起債で、残り484万8千円が一般財源でございます。

次に、江差北小学校浄化槽蓋受枠取り換えでございます。資料の方は、その2の2頁となります。浄化槽の鋼板の蓋とそれを受ける受枠が、腐食が著しく浄化槽点検時に崩れてしまった蓋もありましたことから、5箇所の蓋と受枠を取り換えるもので、補正額は120万円、全額一般財源でございます。補正額合計では、7,574万8千円で、地方債が6,970万円、一般財源が604万8千円となっております。

次に、7頁となります。第2表の地方債補正でございます。ただ今、ご説明申し上げました陣屋円山地区の町有地法面崩落防止、こちらに係る起債の追加でございます。限度額を6,970万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は、起債のとおりとなりますので、割愛させて頂きたいと思っております。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。陣屋円山地区の法面の崩落防止についてお聞きしたいと思います。前にも、もしかしたら予算決算等で聞いたかも知れませんが、資料の12、カラー写真を見て、課長にお聞きしたいと思います。前にこの近くの人から、測量していると



いう話も聞いたので、手、係るのかなというふうに思っていました。それで、この写真を見まして、今日、提案するその50メートルの延長50メートル、それで更に、図面を見ると左の方向、30メートルか40メートルか、更に、左の方ですね。私、てっきりここも該当になるのかなと、勝手に思ってたんですが、今回の施行箇所、それはそれで了解致しますが、私の今言いました、更に、左の方に伸びる法面、これは、町もご存じだと思いますが、結構、崩落しております。現状、どのように見ていらっしゃるのか。それから、この土地、町有地なんではないか、裏面ね。そうすると、該当するその家屋、土地の現在、住んでいる方からも、話はあると思うんですが、現状、どのように見ているかということと、今後、どういうふうにこの対策をとろうとしているのか。今回の補助事業にはのっからないと、先程、限度額の話も出ました。私、ほっとけない現状じゃないのかなというふうに思いまして、質疑させていただきます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

小野寺議員から、ただ今、奥の方と言いますか、資料で言いますと、左側の方の箇所の部分の対応について、ご質問があったと思います。まず、ここの法面でございますが、宅地造成をおこなった後の法面でございますが、宅地造成終了後に、町の方に帰属になっていることで、その辺の一体の法面の方は、町有地普通財産ということで管理しているものでございます。それで、その奥の方でございますが、私も何度も現地を確認しておりまして、相当、広範囲で確かに崩落しているというようなことは確認してございます。ただ、そのあそこは、ワイヤーネットを張ってございますし、フェンスもあります。それから、斜面としては、真っすぐな斜面でございますが、崩れては来ておりますが、溜まるってというような下降で、崩れてきても溜まって来ていると、その溜まっているのを数年に一度なりを、除去しているという対応を今現在して来たところでございます。一方、今回、工事する箇所でございますが、真っすぐな斜面ではなくて、ちょっと段が途中でついています。上の方が崩落しますと、その段のところで跳ねて、道路の方まで飛んで来て、車なり人なりが危険なような状況になってます。また、写真でも見えるかと思うんですが、上の方のトラフがまる見えになっていると、そういったことで、こちらの方が優先度が高いのかなと思っております。当初ですね、その奥の方まで法面、抜本的なやりたいなと私の方も考えてございまして、いろいろ積算をお願いしたところ、1億5千万程度等々ということでございました。それで、当初、そちらの金額、そちらの工事範囲で、進めて行こうと模索してたところですが、先程も説明あったとおり、今回のその起債の事業の採択基準が、7千万未満、そういうこともございまして、

本庁の方とやり取りしながら、7千万ということで、最大限施工が可能な場所ということで、資料にお示ししているこの道路の付近のところをやらして頂くと、このような状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

「小野寺議員」

議長。議長。議長。議長。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。それで、課長、教えてください。よく急傾斜地等々、あれは、自然の、自然の土地で傾斜度だとかいろいろ一定の基準でこれは危険だとかありますね。これは、前から説明しているとおり、宅地造成、ということであるので、その法律ではないけれども、やはり危険だという意味での今回、こういうふうな対象になって、しかし金額としては、上限にあるのでということでした。しかし、だからと言って今の課長の説明ですと、一定の危険性は認めてる。ただそれは、どういう基準があるのか。ここまではいいけれども、これだけ駄目、たまたま予算上で今回、道路の方から入り口から50メートル、予算がないので同じ危険性は認めるけれども、そっちはちょっと待ってねと。住民にとっては、それ、とてもでないけれども、そんなことは納得出来ませんよね。何らかな、危険性をもし認めているのであれば、しっかりとした対策を、ましてや後背地が寄贈とは言え、寄付とは言え、現時点では町有地、町の責任ですよね。なので、対策をどう考えてるかということと、そもそも、その危険性というのは客観的に何か凶るもの、ちょっと待ってねと言う、それにしたって一定の基準がないとですよ、住んでいる方はヒヤヒヤ、もう、とてもじゃないけれども寝てられないですよ。危険性が認められたけれども、お金が足りなかった。これはやっぱり、早急な対策が必要だと思うんですが、どう考えますか。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

少しだけ、せっかくの機会ですから、小野寺議員は知っているとおおり、人工による民間の宅地造成した箇所であって、人工的に削った崖なものですから、実は、治山事業の延長を要請をして動きをしました。この上をずっとやって来たんですけどね、そちらは、治山事業で出来たんですが、この場所を建設管理部と言いますか、

振興局の担当も全部、見学させながら治山事業の追及をして来た訳ですけども、人工の壁で危ないからと言って治山事業にはならない、人工の壁だからと、こういうことが1つ。それから、今言った箇所については、これまでも、縷々応急の対策も含めてやって来た箇所でありますけれども、かなり広範囲にわたっているんで、それ相応の面積をやりたいということで、治山事業に変わる財政課長も言いましたとおり、有利な補助事業というか、こういったところを追求したところ、何とか振興局の力も借りつつ、起債を100%入れれる自然災害うんぬんというもので、後から7割交付税でバックする、こういったものにハードルは高かったんですが、当該箇所も振興局が見た上で、何とかクリアされたと、こういうことで内示を受けて、また、これ。次の奥の方については、前半のこの今やる箇所は、石ころが落ちて来ると、ドンドンとまさしく、通行車両や通行人に当たる箇所でもあるという現場でありますので、優先的にまずここをやらせて頂く。それに引き続く左側については、十分検討していきますし、危険度は十分注意を払いながらやっていきますし、今後、どういう対策を取るのかも改めて、検討させて頂く。

以上でございます。はい。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。分かりました。正し、日常的にも何らかな形で、定期的にしっかりと、状況も把握しながら、必要な部分については、それは、応急処置の部分かも知れませんが、それは、当然、やると、いうことで、宜しいんですね。宜しいんですね。はい。分かりました。はい。

(議長)

終わりました。

他に質疑希望ありませんか。質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

2時5分まで、休憩致します。

※休憩中

再 開 14:05

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第13、議案第6号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、令和3年度から令和4年度に委託する水道管路システム構築委託業務に係る債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から、補足説明申し上げます。議案書は、30頁をお開き下さい。定例会資料につきましては、31頁のNo.10となります。第1表債務負担行為補正でございます。30年度の水道法の一部改正により、令和4年の9月までに、管路の属性ごとの延長を示した調書や、水道施設の全体を把握するための配置図などを網羅した水道施設台帳の作成、保管が義務付けとなりました。このことに伴いまして、本年度から令和4年の9月までに、水道施設台帳整備のための水路水道管路システムの導入を図るものでございます。今年度の事業費につきましては、当初予算で計上しているところでございますが、この程、次年度以降の事業費見込み額が決まりましたことから、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。事項につきましては、水道管路システム構築委託業務でございます。期間につきましては、令和3年から令和4年、限度額につきましては、650万となりますので、宜しく願申し上げます。

説明は以上となりますので、ご審議方、宜しく願申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第7号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他建設工事委託に関する協定の締結について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の締結について、でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事に係る委託協定を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。協定の内容につきましては、委託の対象江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事、工事場所、江差町字砂川411番地6他、事業費、1億7,920万、委託期間、令和2年度から令和3年度、委託の相手方、東京都文京区湯島2丁目31番地27号、日本下水道事業団、代表者理事長、辻原俊博でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他建設工事委託に関する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第8号、財産取得について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第8号、財産の取得について、でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700万円以上の財産を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、取得する財産、戸籍総合システム一式、取得価格1,038万2,918円、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備考資金組合、組合長、棚田孝夫、でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、財産取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。